

(令和6年8月1日現在)

短期入所・介護予防短期入所生活介護事業所みのぶ荘 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。

(介護保険事業所指定番号：1970700058)

当施設はご契約者に対して短期入所・介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」または「要支援」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもご利用は可能です。

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人身延山福祉会
- (2) 法人所在地 山梨県南巨摩郡身延町梅平2483番地122
- (3) 電話番号 (代表) 0556-62-3131
- (4) 代表者 理事長 浜島典彦
- (5) 設立年月日 昭和55年10月13日

2. 事業所の概要

- (1) 施設の種類 短期入所・介護予防短期入所生活介護事業所
平成11年10月1日指定(山梨県指定第1970700058)
※当事業所は、介護老人福祉施設みのぶ荘に併設されています。
- (2) 施設の目的 短期入所・介護予防短期入所生活介護は、介護保険法令に従い、ご利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者に日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただきながら、短期入所・介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。
- (3) 施設の名称 短期入所・介護予防短期入所生活介護事業所みのぶ荘
- (4) 施設の所在地 山梨県南巨摩郡身延町梅平2483番地122
- (5) 電話番号 0556-62-3131
- (6) 管理者氏名 佐野一雄
- (7) 当施設の運営方針
みのぶ荘は、利用者の生命が安全に守られ、よりやすらかな安定した環境のもとで健全で豊かな生活が保障され、個人としての自由と集団、社会との関係が調整補償される中で、久遠の本仏釈尊と日蓮聖人の衆生救済の慈念を体し、社会福祉について積極的熱意と能力を有する職員によって適切な支援が行われ、併せて地域の高齢者の福祉向上に役立つよう、次の基本方策をもって民主的に施設の運営を図ります。
 - 1 この世の浄土を施設内につくる
利用者が健全な環境のもとで、人間性を尊重され、温かい愛情と平等の処遇の中で、自主性を損なうことなく、心豊かな明るく楽しい生活の場作りに努めます。
 - 2 科学的・専門的な施設運営を図る
多様化、多面化する利用者個々のニーズに対応する科学的、専門的な施設運営を図るために必要な整備を進め、これを支える施設職員の研修を行い、教養を高め、支援技術の向上に努めます。
 - 3 施設の社会化をすすめる
施設の専門的機能、設備、各種のサービスを在宅の生活に不自由さを抱える高齢者を対象に提供し、地域社会に諸行事を解放して、入居者はもとより施設職員の地域活動への参画と地域からの施設運営への参加をすすめ、地域社会との交流に努めます。

(8) 開設年月日 昭和56年4月8日

(9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	8:30~17:30

(10) 利用定員 10人

3. 居室等の概要

当施設では以下の設備をご用意しています。ご利用いただく居室は全室個室となっています。当施設の施設・設備等を利用される費用として滞在費をご負担いただきます。

居室・設備の種類	室数	備考
個室(一人部屋)	10室	各居室に洗面台、トイレ、エアコン、テレビを完備
合計	10室	
共同生活室	1箇所	食堂、居間、共用トイレ
浴室	2室	一般浴室(個別浴槽)、特殊浴室(特殊機械浴槽)

※上記は、介護保険法等で定める基準等により、指定短期入所・介護予防短期入所生活介護事業所に必要とされる施設・設備です。特殊浴室(特殊機械浴槽)は、介護老人福祉施設及び通所介護と短期入所・介護予防短期入所生活介護事業所で共用しています。

☆居室の変更：ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更させていただく場合がありますが、その際にご利用者やご家族との協議の上で決定させていただきます。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して指定短期入所・介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	現在の員数	指定基準
1. 施設長(管理者)	1	1
2. 介護職員	20,7	12
3. 生活相談員	2	1
4. 看護職員	3	1
5. 機能訓練指導員	1	1
6. 介護支援専門員	1	1
7. 管理栄養士	1,75	-
8. 調理員	5	-
9. 医師(非常勤)	1	1

※2、7については常勤換算(職員それぞれの週あたりの勤務時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数(週40時間)で除した数)による員数です。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 医師	毎週金曜日 14:30~16:30
2. 介護職員 (常勤)	早番 始業 6:00~7:30 終業 15:00~16:30
	日勤 始業 8:00~9:00 終業 17:00~18:00
	早番 始業 13:00~14:00 終業 22:00~23:00
	夜勤 22:00~7:00
(非常勤)	日勤 9:00~16:00 9:00~17:00
3. 看護職員	早番 7:50~17:00 8:00~17:00
	日勤 8:30~17:30
	遅番 9:45~18:45 9:30~18:30

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについては、

- | |
|----------------------------|
| (1) ご利用料金の一部が介護保険から給付される場合 |
| (2) ご利用料金の全額をご負担いただく場合 |

があります。

- (1) 介護保険の給付対象となるサービス（契約書第4条関係）
以下のサービスについては、ご利用料金の一部が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

① 食事の支援

- ・当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供するとともに、個々の希望や特性に応じ、「食事をゆっくり楽しむ」ための支援や環境整備、時間の調整等を行ないます。
- ・生活行為の自律性向上に向けた支援のために、離床して食堂でお召し上がりいただくことを原則としています。
- ・食材料費等および調理費につきましては、実費相当額を別途ご負担いただきます。

② 療養食の提供

- ・医師の診断により、糖尿病食・腎臓病食等の特別な配慮が必要な食事の提供が必要と判断されたご利用者には、必要に応じて医師の食事箋に基づく「療養食」を提供いたします。
- ・上記の療養食の提供に当たっては、別途加算を算定させていただきます。

③ 入浴の支援

- ・個々のご利用者の暮らしに合わせ、必要に応じて入浴の支援を適切に行ないます。
- ・入浴の必要性があるにもかかわらず、体調不良などのやむを得ない理由により入浴ができない場合は、清拭等の対応を行ないます。

④ 排泄の支援

- ・ご利用者個々に合わせて排泄行為の自律性を可能な限り保つために必要な支援を適切に行ない、快適に生活することができるように支援します。
- ・排泄用品の費用は保険給付に含まれています。

⑤ 機能訓練

- ・ご利用者の心身の状況等に応じ、日常生活やレクリエーション、行事の実施等の機会も活用しながら、日常生活を送るのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥ その他の生活支援

- ・社会生活者としての役割の継続が可能となるようできる限り配慮します。
- ・ご利用者個々の生活歴や個性等を尊重しながら社会的・文化的生活の構築を図ります。
- ・当該事業の利用が潤いのある人生の一部となるよう、ご利用者個々の趣味や嗜好に配慮した生活空間・時間の構築に配慮します。

〈サービスの利用料金〉

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度・要支援度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度・要支援度に応じて異なります。）

【要介護の方】 ※1日当たり

介護給付サービス基本単位（契約書第9条参照）

（単位：円）

要介護度ごとのサービス利用料金		要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
		7,040	7,720	8,470	9,180	9,870
1割負担	介護保険から給付される金額	6,336	6,948	7,623	8,262	8,883
	サービス利用に係る自己負担額	704	772	847	918	987
2割負担	介護保険から給付される金額	5,632	6,176	6,776	7,344	7,896
	サービス利用に係る自己負担額	1,408	1,544	1,694	1,836	1,974
3割負担	介護保険から給付される金額	4,928	5,404	5,929	6,426	6,909
	サービス利用に係る自己負担額	2,112	2,316	2,541	2,754	2,961

※ 上記の自己負担額の外に、介護給付サービス加算（「介護給付サービス加算の項」）、食費（「食費の項」参照）及び滞在費（「滞在費の項」参照）をご負担いただきます。

介護給付サービス加算（契約書第9条参照）

（単位：円）

加算	料金			加算条件
	1割	2割	3割	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1日			介護福祉士の資格保有者が80%以上配置されている場合
	22	44	66	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1日			介護福祉士の資格保有者が60%以上配置されている場合
	18	36	54	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	1日			介護福祉士の資格保有者が50%以上配置されている場合
	6	12	18	
夜勤職員配置加算（Ⅱ）	1日			基準を上回る夜勤職員の配置がされている場合
	18	36	54	
看護体制加算（Ⅱ）	1日			厚生労働省が定める基準に適合して常勤看護師を1名以上配置している場合
	8	16	24	
短期入所生活介護送迎加算	1回（片道）			居宅と指定短期入所生活介護事業所との間の送迎を行なった場合
	184	368	552	
療養食加算	1食			厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合
	8	16	24	
緊急短期入所受入加算	1日			該当者に算定（起算日から7日以内、やむを得ない場合は14日まで）
	90	180	270	
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	1月			外部のリハビリ専門職等と共同で作成した個別機能訓練計画に基づいて機能訓練を行った場合
	200	400	600	
若年性認知症利用者受入加算	1日			厚生労働大臣が定める基準に適合して該当者にサービスを提供した場合
	120	240	360	
長期利用者減算	1日			連続して30日を超えて利用した場合
	-30	-60	-90	
長期利用者減算	1日			連続して60日を超えて利用した場合（要介護2～4）
	-32	-64	-96	
長期利用者減算	1日			連続して60日を超えて利用した場合（要介護1）
	-34	-68	-102	
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	1月			厚生労働大臣が定める基準に適合している場合
	14,0%			
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	1月			厚生労働大臣が定める基準に適合している場合
	13,6%			
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	1月			厚生労働大臣が定める基準に適合している場合
	11,3%			

☆ご利用料金の全額負担について

- ・保険料滞納などの場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。後日、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。
- ・償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご負担額の変更について

- ・介護保険法の改定や負担割合の見直しなどにより、自己負担額が変更になる場合があります。
- ・その場合、変更された額に合わせ、ご利用者のご負担額を変更いたします。

【要支援の方】 ※1日当たり
 予防給付サービス基本単位（契約書第9条参照） (単位:円)

利用者の要支援状態とサービス利用料金		要支援1	要支援2
		5,290	6,560
1割負担	介護保険から給付される金額	4,761	5,904
	サービス利用に係る自己負担額	529	656
2割負担	介護保険から給付される金額	4,232	5,248
	サービス利用に係る自己負担額	1,058	1,312
3割負担	介護保険から給付される金額	3,703	4,592
	サービス利用に係る自己負担額	1,587	1,968

※ 上記の自己負担額の他に、介護給付サービス加算（「介護給付サービス加算の項」）、食費（「食費の項」参照）及び滞在費（「滞在費の項」参照）をご負担いただきます。

予防給付サービス加算（契約書第9条参照） (単位:円)

加算	料金			加算条件
	1割	2割	3割	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1日			介護福祉士の資格保有者が80%以上配置されている場合
	22	44	66	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1日			介護福祉士の資格保有者が60%以上配置されている場合
	18	36	54	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	1日			介護福祉士の資格保有者が50%以上配置されている場合
	6	12	18	
夜勤職員配置加算（Ⅱ）	1日			基準を上回る夜勤職員の配置がされている場合
	18	36	54	
看護体制加算（Ⅱ）	1日			厚生労働省が定める基準に適合して常勤看護師を1名以上配置している場合
	8	16	24	
短期入所生活介護送迎加算	1回（片道）			居宅と指定短期入所生活介護事業所との間の送迎を行なった場合
	184	368	552	
療養食加算	1食			厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合
	8	16	24	
緊急短期入所受入加算	1日			該当者に算定（起算日から7日以内、やむを得ない場合は14日まで）
	90	180	270	
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	1月			外部のリハビリ専門職等と共同で作成した個別機能訓練計画に基づいて機能訓練を行った場合
	200	400	600	
若年性認知症利用者受入加算	1日			厚生労働大臣が定める基準に適合して該当者にサービスを提供した場合
	120	240	360	
長期利用者減算（要支援1）	1日			連続して30日を超えて利用した場合
	503	1,006	1,509	
長期利用者減算（要支援2）	1日			連続して30日を超えて利用した場合
	623	1,246	1,869	
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	1月			厚生労働大臣が定める基準に適合している場合
	14,0%			
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	1月			厚生労働大臣が定める基準に適合している場合
	13,6%			
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	1月			厚生労働大臣が定める基準に適合している場合
	11,3%			

・保険料滞納などの場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。後日、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。

・償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご負担額の変更について

- ・介護保険法の改定や負担割合の見直しなどにより、自己負担額が変更になる場合があります。
- ・その場合、変更された額に合わせ、ご利用者のご負担額を変更いたします。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第9条関係）

以下のサービスは、基本的に利用料金の全額がご利用者の負担となります。ただし、介護保険（食費・滞在費）の負担限度額認定を受けている方は、食費及び滞在費に関し、介護保険の給付による利用料の減額措置があります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

- ・ご利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。実費相当額の範囲内にて負担いただきます。介護保険負担限度額認定証が発行されている場合は、下表のとおり当該認定証に記載された食費の金額（1日当たり）を上限としてご負担いただきます。
- ・介護保険負担限度額認定証が発行されていない方（第4段階の方）につきましては、1日当たり最大1,600円のご負担となります。

	通常 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食事の提供に要する費用	1,600円	300円	600円	1,000円	1,300円

※ ご負担は一食単位となります。一食ごとの金額は以下のとおりです。

朝食…400円 昼食…730円（おやつ代含む） 夕食…470円

② 滞在に要する費用

- ・当施設及び設備を利用し滞在されるに当たって必要となる費用です。介護保険負担限度額認定証が発行されている場合は、下表のとおり当該認定証に記載された滞在費の金額（1日当たり）をご負担いただきます。
- ・介護保険負担限度額認定証が発行されていない方（第4段階の方）につきましては、1日当たり2,050円のご負担となります。

	通常 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
滞在に要する費用	2,100円	880円	880円	1,370円	1,370円

※ 上記の滞在に要する費用は、ユニット型個室に適用される金額です。

③ 保険給付外サービス利用料

要介護度別に設けられた区分支給限度額を超えた分、または30日を超えて連続してご利用いただいた場合の利用料金です。本来は介護保険の給付対象サービスであっても保険給付がなされませんので、法定サービス利用料金の全額（100%）のご負担となります。

④ 特別な食事の提供に要する費用

ご利用者のご希望に基づき、特別な食事（酒類を含みます）を提供した場合、要した費用の実費をご負担いただきます。

⑤ 理美容に係る費用

月に1回、理・美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。

カットのみの場合：1,980円（税込み）（1回当たり）

⑥ レクリエーション・クラブ活動などに係る費用

ご利用者のご希望により、レクリエーションやクラブ活動などへご参加いただくことが可能です。その際、要した費用の実費をご負担いただく場合があります。

⑦ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者にご負担いただくことが適当であるものに係る費用については、その実費をご負担いただきます。

※おむつ代は介護給付対象となっていますので、上記の諸費用実費には含まれません。

⑧ 通常の事業の実施地域を超える送迎

送迎加算を算定しない場合にはご負担いただくことがあります。

通常の事業の実施地域外の移動距離1Kmごと：50円

☆上記の介護保険給付対象外サービスの費用のうち①、②、⑤、⑧について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、原則として変更を行なう2か月前までにご説明いたします。

(3) 利用料金のお支払方法（契約書第9条関係）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1カ月ごとに計算してご請求いたしますので、翌月中に以下のいずれかの方法でお支払いください。

ア. 窓口での現金支払い

イ. 下記指定口座へのお振込

山梨中央銀行身延支店 短期入所生活介護事業所みのぶ荘 荘長 佐野一雄
普通預金 No. 2 6 1 8 8 9

ウ. 指定金融機関口座からの自動引き落とし

指定金融機関：山梨中央銀行

(4) 利用の中止・変更・追加

○ 利用予定期間の前に、ご利用者のご都合により、サービスの利用を中止または変更、もしくは利用日数の追加・短縮をすることができます。この場合にはサービスの実施前日までに事業者へ申し出て下さい。

○ 利用予定日の前日までにご連絡がなく、ご利用当日になって利用中止の申し出をされた場合、予定どおりご利用いただいた場合にご負担いただくべき料金（利用者負担額）の50%を取消料としてお支払いいただく場合があります。但し、ご利用者の体調不良等、正当な理由がある場合は、この限りではありません。

6. 身体拘束等の禁止について

当施設では、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合（切迫性、非代替性、一時性）を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行いません。万が一緊急やむを得なく身体拘束を行なう場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するとともに定期的にカンファレンスを開催し、身体拘束廃止に向けて取り組みます。

なお、特殊機械浴を使用して入浴される場合は、機器使用中の事故防止及び安全保護のため、ストレッチャー上では安全ベルトを着用させていただきます。

7. 高齢者虐待防止の推進について

当事業所では施設内に虐待防止・身体的拘束適正化検討委員会を設けて定期的に開催するとともに、定期的（年2回以上）に虐待防止のための研修を行なっています。介護職員その他の従業者に周知徹底を図り、虐待の発生、又は再発の防止に取り組みます。

8. 事故発生時の対応について

当事業所では施設内に事故防止対策検討委員会を設けて定期的に開催するとともに、定期的（年2回以上）事故の発生防止のための研修を行なっていますが、不幸にもサービスの提供に伴う事故が発生した場合は、速やかにご家族に報告し適切な措置を講ずるとともに、保険者に発生状況等について報告します。また、事故防止対策検討委員会において発生状況等の分析に基づく対策の検討を実施し、結果を職員に周知します。

9. 第三者評価の実施状況

当事業所では第三者機関による第三者評価は実施しておりません。

10. 苦情の受付について（契約書第25条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情のご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口（担当者）

生活相談員 山本 是 匡

○ 苦情解決責任者

管理者 佐野 一 雄

みのぶ荘

電話番号 0556-62-3131

FAX 0556-62-3132

※その他、「目安箱」を事務所カウンター上に設置しています。

○ 苦情解決のための第三者委員

当法人監事 石井 ユリ子 0556-62-0160

当法人評議員 鴨狩 智加子 0556-62-0890

(2) 行政等の苦情受付窓口

身延町役場 介護保険担当	所在地	身延町切石117-1
	電話番号	0556-20-4611
	受付時間	9:00~17:00
山梨県国民健康保険 団体連合会	所在地	甲府市蓬沢1-15-35
	電話・FAX	055-223-9201
	受付時間	毎週水曜日 9:00~16:00
その他、お住まいの市町村役場介護保険担当		

令和 年 月 日

短期入所・介護予防短期生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

短期入所・介護予防短期入所生活介護事業所のぶ荘

説明者職氏名 生活相談員 氏名 ⑩

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、同意し、交付を受けました。

利用者住所

氏名 ⑩

署名代行者氏名 ⑩

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第125条及び厚生労働省令第133条（平成18年4月1日）の規定に基づき、利用申し込み者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。